

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会  
牛豚等疾病小委員会 家きん疾病小委員会  
合同会議  
議事録

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会  
牛豚等疾病小委員会 家きん疾病小委員会  
合同会議  
議事次第

日 時：平成 24 年 1 月 23 日（月）14:00～15:50  
場 所：農林水産省本省 消費・安全局第 1 会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

- (1) 家畜伝染病予防法の改正以降の取組状況について
- (2) 家畜伝染病予防法施行規則第 43 条の表の見直しについて
- (3) 施行規則第 43 条の表の見直しに伴う農林水産大臣の定める家きん肉の加熱処理基準の設定について

4. その他

5. 閉 会

○伏見国内防疫調整官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 牛豚等疾病小委員会 家きん疾病小委員会 合同会議」を開催いたします。

私は本合同会議の事務を担当しております、動物衛生課の伏見でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の高橋からごあいさつ申し上げます。

○高橋消費・安全局長 御紹介いただきました、消費・安全局長の高橋でございます。

委員の先生方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

本日は昨年の家畜伝染病予防法の改正を受けまして、その執行状況あるいは改正内容の1つでございます新たな16条疾病への移行問題、これに伴います輸入物品についての管理の見直しなどについて御議論いただくわけでございますけれども、今年初めてであり、また私も今日初めて伺いましたが、両小委員会が合同で開催されることは初めてということでございます。両小委員会の先生方におかれましては、家伝法の改正につきましては、さまざまな御意見を賜りまして、無事に改正、そして、10月の全面施行に至ったわけでございます。

そういった意味で、その実施状況あるいは今後の運営方針なり新たな管理措置についての御議論を今日賜るわけでございますけれども、引き続きよろしくお願いいたしますとともに、私どもはこれから新たな全戸検査等を想定しておりますが、インフルエンザの問題におきましては、まさにハイシーズンの最中でございますし、また口蹄疫の問題につきましても、近隣諸国での発生が続いておるわけございまして、これまでも増しまして、臨戦体制を整えて、この防除等に努めてまいりたいと思っておる次第でございます。またよろしく御指導いただければと思います。

本日は中身がかなり多くございます。時間等につきましても、短い中で活発な御議論をいただければと思う次第でございますので、あいさつはこの程度にさせていただきますけれども、本年も引き続きまして、先生方には御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。本日はよろしくお願いをいたします。

○伏見国内防疫調整官 どうもありがとうございました。

それでは、冒頭のカメラ撮り、少し撮っていらっしゃいましたけれども、これ以降はカメラ等による撮影は控えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

次に局長のあいさつの中にもございましたように、今回は初めての合同会議でございますので、会議に先立ちまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。

配付資料の委員名簿をご覧ください。御紹介いたしますので、よろしくお願いいたします。

牛豚等疾病小委員会の委員の皆様を御紹介させていただきます。

小委員会の臨時委員として所属していただいております、帝京科学大学の村上委員長でございます。

国立感染症研究所の岡部委員でございます。岡部委員におきましては、家きん疾病小委員会の臨時委員を兼ねていただいております。

北海道十勝家畜保健衛生所の西委員でございます。

引き続きまして、専門委員として所属していただいております、東京大学の明石委員でございます。

東北大学の佐藤委員でございます。

株式会社微生物化学研究所の清水委員でございます。

動物衛生研究所の津田委員でございます。

動物衛生研究所の恒光委員でございます。

会議室の関係で席が少し飛んでしまいますけれども、千葉県農業共済組合連合会の平田委員でございます。

続きまして、家きん疾病小委員会の委員の皆様を御紹介させていただきます。

臨時委員として御所属いただいております、鳥取大学の伊藤委員長でございます。

愛知県経済農業協同組合連合会の合田委員でございます。

東京大学の眞鍋委員でございます。

引き続きまして、専門委員として所属していただいております、北海道大学の喜田委員でございます。

鹿児島大学の高瀬委員でございます。

青森県の中村委員でございます。

財団法人自然環境研究センターの米田委員でございます。

以上、委員の御紹介をいたしました。

他に家きん疾病小委員会に属しております西藤委員は、御都合により欠席という連絡をいただいております。

ただいま御紹介させていただきましたとおり、牛豚等疾病小委員会の委員数は9名で、本日は全員御出席でございます。また、家きん疾病小委員会の委員数は8名でございますが、本日7名の委員に御出席いただいております。従いまして、食料・農業・農村政策審議会令の第8条の規定により、両小委員会の合同会議が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料はお手元にお配りしておりますが、資料1～5までと、参考資料1～5までをお配りしておりますので、御確認ください。配付資料のリストもございますので、落丁等がございましたら、お知らせください。

なお、資料2、参考資料2及び参考資料3につきましては、個人情報の観点等から委員限りの配付とさせていただきます。また、資料2につきましては、会議後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の方は大丈夫でしょうか。

それでは、引き続きまして、会議の進行説明でございますが、まず議事といたしまして、家畜伝染病予防法の改正、特に10月の完全施行以降の取組み状況について、資料1～3まで御報告させていただいた後、現在、検討しております家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の見直しの関連といたしまして、資料4及び資料5を説明させていただきます。

資料1～4については、両小委員会に係る議題であり、資料5は家きん疾病小委員会のみに係る議題ですので、ここからの議事進行については、家きん疾病小委員会の伊藤委員長にお願いいたします。伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員長 家きん疾病小委員会の伊藤でございます。本日は活発な御議論をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から「(1)家畜伝染病予防法の改正以降の取組状況について」の説明ですが、まずは資料1「家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果について」説明をお願いいたします。

○嶋崎補佐 動物衛生課の嶋崎です。

それでは「家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果について」御説明させていただきます。資料1をご覧ください。

毎年、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策といたしまして、渡り鳥が飛来する前、大体9月頃になるかと思いますが、このころに高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化についてという消費・安全局長通知を出しております。今シーズンも昨年9月12日付で消費・安全局長通知を各都道府県に発出したんですけれども、その中でいろんなことを都道府県さんをお願いしているんですが、家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査というものをお願いしています。

具体的には、先般10月1日付で改正いたしました飼養衛生管理基準を基にした飼養衛生管理チェック表というものがあります。お手元の資料1の後ろから3枚が飼養衛生管理チェック表になりますけれども、それに基づきまして、各都道府県の家畜防疫員が、具体的には100羽以上家きんを飼われている農場、ダチョウは10羽以上なんですけれども、100羽以上飼っている農場に立ち入りまして、そのチェック表を基に飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、不備があった場合には、指導をしていただくものでございます。

飼養衛生管理の状況の調査結果につきましては、農林水産省の方に報告していただくこともお願いしておりまして、今シーズンはまず11月11日時点でとりまとめたものを報告させていただきまして、それを農水の方でまとめたものが資料1の2枚目の表になります。この表を見ていただきますと、一番下の右隅になりますけれども、2.0%の農場について立

ち入りすら終わっていないという状況でしたので、すぐに立ち入っていただいて、改めて全部の農場に立ち入った後として、今度は12月9日現在で再度その結果をとりまとめました。それが3枚目になります。

結果の概要につきましては、すべての対象農場に立ち入ったんですけれども、そのうち適切な飼養衛生管理が行われている農場は、全体の80.4%でありまして、前回の公表結果、つまり11月11日時点より9.2%増加、よくなっていたという結果でございます。逆に飼養衛生管理に不備がある農場は、残り19.6%ということになったんですが、それらの農場の主な不備事項というのは、チェックリストに載っている項目になるんですけれども、入場する車両や物品の消毒がちゃんとできていなかったとか、農場内専用の衣服等の更衣がなかったとか、家きん舎内の消毒、防鳥ネットや金網に破れがあったとか、あとネズミの駆除に不備があった。こういったところに不備があったということでございます。

なお、本調査結果につきましては、当然各都道府県にもお知らせするとともに、別紙の内容について、農林水産省のホームページに掲載しているところでございます。

最近では、死亡野鳥からインフルエンザウイルスが分離されたとか、近隣のアジア諸国では、引き続き高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されていることもありまして、高病原性鳥インフルエンザの侵入防止についての警戒レベルを高めるとともに、再度飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導の徹底を行っていただくように、4枚目からになります別添、1月17日付で消費・安全局長通知を各都道府県の方に発出いたしました。現在も飼養衛生管理に不備がある農場ですとか、各都道府県が必要と考える農場、例えば最近ですと、非常に雪がたくさん降ったりした地域がありまして、そういったことで、防鳥ネットですとか金網が壊れていないかとか、農場自体に穴が空いたりしていないかということが心配されるような農場に再度立ち入ってもらって、状況を確認してもらって、また報告してもらおうようにというお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました内容につきまして、委員から御意見あるいは御質問等をお願いいたします。どうぞ。

○合田委員 家きん舎内の消毒といわれましたが、これは鶏舎内に鶏がいる時の消毒の話ですか。それともアウトした後の消毒ということですか。

○嶋崎補佐 基本は出てからとか、出すときの消毒という形になると思います。

○合田委員 鳥がいる時の話ではないですね。

○嶋崎補佐 そうです。

○合田委員 わかりました。

○伊藤委員長 他にございませんか。よろしいですか。

それでは、他にないようでしたら、引き続き資料2「改正家畜伝染病予防法の施行後（平成23年10月以降）における口蹄疫又はHPAI疑い通報事例」について、事務局から説明をお願いいたします。

○山本補佐 動物衛生課防疫業務班の山本と申します。私から資料2に従いまして、通報の関係を御説明させていただきます。

今般の家畜伝染病予防法の改正によりまして、大きく変更になった点の1つに、早期通報を促すための制度の改正というものがございます。

今回の資料の後ろ、6ページに「家伝法第13条の2第1項に基づく届出が必要な症状について」というものを付けてございます。これを口蹄疫と高病原性鳥インフルエンザの名目でそれぞれ設定をしておきます。

簡単に御紹介いたしますと、口蹄疫については、牛とか豚などが対象になりますけれども、ある牛ないし豚が39℃以上の発熱があつて、かつ泡沫性流涎や跛行、起立不能といった症状があつて、かつその口腔内や口唇、鼻腔内に水疱、びらん、潰瘍または瘢痕があるという3条件を満たした場合には、口蹄疫を疑う、疑わないにかかわらず、必ず通報してくださいというルールでございます。

また、一方で、こういった口腔内の水疱等の症状が同じ牛房の中で、要は同居している個体で2頭以上見つかった場合にも、やはり通報の対象になることにしております。

7ページには、高病原性鳥インフルエンザの要件を載せてございます。これも小委で御議論いただいたところでございますが、その日の死亡率が過去3週間の死亡率、これは通常の死亡率というつもりで書いているんですが、過去3週間の死亡率の2倍以上になった時を通報の要件としております。

このルールが走り始めましたのは、昨年10月になります。昨年10月から現在に至るまでに、こういった形で通報があつたのかという事例をまとめたものを資料でお付けしております。それが1ページからの表でございます。結果から言いますと、口蹄疫を疑うという関係で通報があつたものが7件、高病原性鳥インフルエンザを疑うという名目で通報があつたものが1件ございました。

この表をご覧くださいと、一番右の欄に「通報要件」という欄を設けております。ここには「非該当」「該当」と書いたりしているのですが、これがまさに先ほど御紹介いたしました法に基づく早期通報の要件に当たるか、当たらないかでございます。

ここをご覧くださいますと、口蹄疫では2ページの6番のみが該当になっております。高病原性鳥インフルエンザについては、1件あるものの、この事例1件がまさに該当しているということで、逆にいうと、大臣の通報要件の運用をしましたが、このことによって、厳密にはその要件に当たらないけれども、通報自体は非常に促されているということが言えるだろうと考えております。

そういうことで、定めました要件以外のものもいろいろこちらに都道府県から報告をいただくわけですが、幾つか事例を御紹介いたしますと、例えば1番のものですけれども、

こちらは乳用牛をかなりの頭数飼っているところで、1頭で発熱、39.8℃があつて、通報の段階では流涎がありますということでした。口腔内の一部にびらんがあつて、10日前から下痢の治療をしておりましたという通報があつたものについて、次の「対応」の欄ですが、家畜防疫員が立入検査を行いましたけれども、流涎は認めませんで、同居牛にも口蹄疫を疑うような異常はなかつたということです。写真が送られてまいりまして、これを動物衛生研究所と私どもとで確認をしましたところ、これらの情報で口蹄疫は否定できるだろうということです。更に検体を送付する等の対応には至らなかつた事例でございます。

この写真を3ページにお付けしております。ご覧いただければと思うんですけども、例えば下の写真ですと、硬い丘疹のようなものが、上顎、歯茎のところにあつたりするんですが、これ以外に鼻腔等に異常はありません。泡沫性流涎といった状態もないということが確認できます。

1ページの方には、あと3件載せております。これらのいずれも1頭に異常があつて、1頭の異常もかさぶたであつたり、あるいは3番の事例がありますが、これも肥育農場の事例ですけども、当初通報を受けたのは、呼吸器症状として通報がありまして、家保が立ち入ったところ、口腔内に隆起をしたようなものがあるということで、念のための報告という形で、こちらに情報提供があつたものです。こういったものがございまして。農場からの通報の時点では、口蹄疫ではなかつたものが、家保の立ち入りの結果、対応があつたものもあります。

あと写真をお付けしているものと、2ページ目について、5番と書いてあるものを4ページに付けております。これは豚の事例ですけども、結構大きな規模の農場ではあつたんですが、例えば右上のものも、実際に家保が立ち入って確認をしたところ、いわゆる水疱ではなくて、硬結状の丘疹であつたということで、こちらも否定しております。

5ページは牛の事例です。肉用牛ですけども、番号でいうと6番の事例に当たります。肉用牛の一貫農場での事例で、当該牛が39℃、泡沫性の流涎があつて、舌の裏の粘膜が全体的に剥離をしたような状態、右下の写真のような状況になります。剥離の仕方が広範なのでどうなのかということがありますけれども、条件自体には該当するだろうということで、一応大臣通報には該当という整理になりますが、こういった状況ですので、口蹄疫の方は否定しております。

こうした事例の一部については、もともと1頭の異常であつたりすれば、伝染病自体が成り立ちませんので、そうなる分類と鑑別というのなかなか難しいんですけども、口腔に明らかな病変がある事例、例えば1番の事例については、その後の検査でパラポックスウイルスの分離がなされておりました、そういったことが原因でないかと言われております。

同じような事例が3番もありまして、これもパラポックスウイルスとマイコプラズマが取れてきていますので、どちらが病原かということにはなりますが、口腔内の変なことというのは、おそらくパラポックスであつたんだろうということで、わかってきております。



こうしたことで、必ずしも高病原性鳥インフルエンザ、あるいは口蹄疫ということではないんですけれども、それを疑う段階でかなり通報を受けておりますので、今後こうした取組みを進めることによって、疑うもの、疑わないものにかかわらず、都道府県からの情報は迅速に受け入れるという体制を維持して、早期発見につなげていきたいと考えております。

以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の先生方から御意見、御質問等をお願いいたします。

喜田先生、どうぞ。

○喜田委員 2つあるんですが、1つは、今、口蹄疫ではないということをはっきりさせるのに、後からおっしゃいましたけれども、診断ができていないと確実ではないです。非該当ではなくて、何であったというところまで追っかけてけりをつけるという姿勢で臨んでください。

○山本補佐 そのようにしてまいります。

○喜田委員 それから、最後の高病原性鳥インフルエンザまたは低病原性鳥インフルエンザなんですけれども、この症状の意味がよくわからない。高病原性鳥インフルエンザまたは低病原性鳥インフルエンザと診断する条件ですか。症状と書いてあります。抗体が確認されても、診断にはなりませんね。

○山本補佐 勿論そのとおりです。法律上、何かの病名を挙げる必要があつて、通報の要件のところを高病原性鳥インフルエンザを想定してという整理をしています。

○喜田委員 こういう場合に届けなさいという意味ですね。

○山本補佐 はい。通報時点で何かの病気を具体的に決定して、通報してきているという意味ではございません。

○喜田委員 ただ、動物用生物学的製剤を使用した場合においてとありますね。その後、抗原または抗体が確認されるというのは、ちょっとつながらない。だけれども、これはもう法律文書になっているんですね。

○山本補佐 はい。製剤と言っておるのは、自主的に抗体検査などを実施される場合があつて、そういったケースを想定して書いております。製剤と言っているのは、そういう意味でございます。

あと、つけ加えますと、疑い事例については、当然その場で否定といつても、完全に否定するわけではありませんので、必ず1週間程度経過観察をしまして、その後の症状の拡大あるいは異常個体の拡大についても、ないということを確認しております。

○伊藤委員長 他にございませんか。どうぞ。

○清水委員 説明があったかもしれませんが、口蹄疫を疑う事例ですが、これらの症例については、口蹄疫の確定診断といえますか、実験室内検査は即やっているわけですか。

○山本補佐 これらの事例については、実験室内検査を直ちに実施することではなく、経過観察が適当という判断をしております、その後の経過観察で異常がありませんでしたので、実験室内検査までは進んでおりません。

○清水委員 経過観察ということですがけれども、万が一の時に、経過観察の期間がリスクになるということは考えなくていいんですか。

○山本補佐 経過観察の期間中においても、当該農場について、流通を完全に認めるということではなくて、出荷の自粛あるいは移動の自粛は継続してまいりますので、当然疑っている間は疑っているものとして対応しております。

○伊藤委員長 よろしいですか。どうぞ。

○高瀬委員 資料の中には、通報日が記載されています。これは確認なんですけれども、発生してから通報日までは速やかに届け出ることになっていると思うんですが、そこら辺りはこの事例すべて速やかに行われていたと理解してよろしいんですか。

○山本補佐 そのとおりです。例えば下痢から10日経っていますといった事例はありますけれども、いわゆる口蹄疫を疑うような症状が確認されてからはすぐに通報をいただいております。

○伊藤委員長 他にございませんか。どうぞ。

○明石委員 今、出荷、移動を自粛しているとおっしゃったのは、7件とも全部ですか。

○山本補佐 そのとおりです。

○明石委員 法でこういう特定症状を認めた時には、通報しろということになっていますね。でも、今の説明だと、特定症状には該当しない部分が6件だというお話で、それでも自粛をさせているわけですか。

○山本補佐 これまでも口蹄疫を疑うものとして都道府県から情報をいただいたものについては、当然都道府県段階でも類症鑑別といった手続を進めているものもありますし、そういう意味では、早期通報ルールのある、なしにかかわらず、これまでと同様に検査を受けているものについては、流通を一時的に止めるなりして、万一の場合を想定した対応をしているということでございます。

○伊藤委員長 よろしいですか。他にございませんか。どうぞ。

○合田委員 今の移動自粛ということに関して、家きんの場合、2倍以上になりました。家保の家畜防疫員が簡易キットをかけました。それが陰性だった。その場合も自粛ということなのですか。一部の県ではそう言われる方もありますが、状況よっての判断かもしれませんが、どうなんですか。

○山本補佐 例えば家きんの出荷については、当然リスクになり得ます。簡易キットの関係からいいますと、簡易キットの感度はウイルス分離等に比べて感度面で劣る。それが全

体の検査の経緯の中でどの程度問題なのかという議論はあるのかもしれませんが、いずれにしても、簡易キットの感度に限界があるのは事実ですので、リスクはリスクとして承知をした上で、出荷等については自粛をお願いしております。

○合田委員 それは家きんですね。

○山本補佐 家きんです。

○合田委員 卵の場合はどうなんですか。

○山本補佐 卵については、症状がなければ、ウイルスの排泄も期待できないということがありますので、全体の流通への影響を考えると、卵についてまでは制限の必要がないだろうということで、認めています。

○合田委員 わかりました。ありがとうございます。

○伊藤委員長 どうぞ。

○平田委員 平田です。

通報事例の中で、結果でパラボックスなどがわかった事例は1と3という御紹介がありましたけれども、なかなか難しいと思うんですが、通報事例の中で、その原因がこういうものではないかと想定されるものというのは、割合としてどのぐらいあるんですか。

○山本補佐 これらの中でわかっているものは、2例です。

○平田委員 先ほども御意見があったと思うんですが、該当でないということは非常によかったということなんですが、やはり通報した側、生産者も含めて、可能な限り原因がわかった方が、その後の飼養管理に役立てられるということですので、そういう体制をとっていただけると助かると思います。

○山本補佐 その辺は都道府県等でも非常に注意をして、病性鑑定等を進めているんですが、実際問題、翌日には症状がなくなっていたり、異常も複数に及ばないことが半数以上ですので、実際に原因があったのか、なかったのかという問題も含めて、難しいところがございます。そういう意味では、明らかに病原体によらない事例についてもちゃんと届出が上がっているという証左の1つではあると考えております。

○伊藤委員長 よろしいでしょうか。

それでは、先に進みたいと思います。引き続きまして、資料3「水際検疫強化の状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋補佐 国際衛生対策室の高橋と申します。よろしくお願いたします。

資料3に沿って、動物検疫所で行っている水際検疫強化の状況について御説明いたします。海外から口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜の伝染病が我が国に侵入するのを防ぐため、動物検疫所で水際検疫を行っています。具体的には口蹄疫などの発生国からの畜産物は輸入禁止、国際線の到着するすべての空海港、約80か所ほどありますが、そこで入国者全員に対して靴底消毒、フェリー等によって上陸する車両の消毒を実施しています。

昨年の我が国での口蹄疫の発生を受けて、家畜伝染病予防法が改正されまして、平成 23 年 10 月から口蹄疫等の発生国からのすべての直行便を対象に、機内アナウンス等によって、海外での家畜の接触歴などに関する質問を行っており、必要に応じて手荷物の消毒や衛生指導を実施しています。

2 ページをご覧ください。国民への注意喚起が非常に重要なことの 1 つと考えておりまして、空海港での旅客ターミナルにおいて、ポスター、リーフレットの配付、アナウンス、ビデオ、これらによる出国者・入国者への注意喚起を行っています。

左下に YAHOO! のバナー広告とありますが、夏休みなど渡航者の多い時期には、このように広告を出したりしております。

渡航者・入国者の増加する年末年始、本日中国は春節を迎えておりますけれども、春節の時期ですとか、ゴールデンウィーク、夏休みなどに空海港で広報キャンペーンとあって、出発ロビーでパンフレットを配付したり、積極的に注意喚起を行うという取り組みをしています。

右上の写真ですが、入国時に手荷物引き取り場で、目につくところに看板を置いたりする取り組みも行っております。

3 ページ目をご覧ください。旅客の手荷物検査の強化についてですが、先ほども御説明したように、口蹄疫などの発生国からの肉類などの畜産物は持ち込みが禁じられています。

アジア便を中心として、検疫探知犬を活用した抜き打ち検査を実施しています。現在、検疫探知犬は成田空港、関西空港、羽田空港に 2 頭配置されています。羽田については、今年度の導入を予定しておりまして、今、準備を進めているところです。

空海港での手荷物検査における持ち込みすることができない畜産物の摘発実績については、空港で放棄していただいた件数が、23 年度実績で多い国別に中国、台湾、フィリピンとなっています。全体では 4 万 9,000 件以上の検査件数がございました。

4 ページは空海港における靴底消毒、車両消毒の実施状況です。国際線の到着するすべての空海港において、入国者の靴底消毒を実施しています。

左側は大きな空港の写真ですがけれども、検疫所カウンターの前に、このように消毒マットと、靴底消毒実施中という表示のマットを敷いております。必ずすべての旅客が通過する場所に、消毒薬の浸透したマットを敷いており、また、クルーが通る場所が別の場合は、そこにも敷いております。

下の段は、フェリー等により上陸する車両の消毒です。車両が車両消毒用のマットの上を通過する仕組みになっておりまして、現在、韓国や中国からのようなフェリーが着いているので、発生地域からということで、タイヤ周りの消毒も行っています。

また、手荷物で持ち込まれるような靴等についても、動物検疫カウンターで消毒を行っておりまして、特に宮崎や鹿児島はゴルフ客が多いということで、昨年 10 月から 12 月の実績で、宮崎、鹿児島とも 1,000 件以上の消毒実績がございます。

5 ページは、入国者への質問制度の導入についてです。昨年、家畜伝染病予防法が改正されまして、10 月から口蹄疫、アフリカ豚コレラの発生国からのすべての直行便を対象として、航空機内・船内アナウンス、空海港のターミナル等でのアナウンス等により、海外での畜産施設への訪問歴ですとか、日本国内での家畜との接触予定について質問を実施しています。これは全便でアナウンス等によって行っていますけれども、一部の便では、機内で質問票を配付しています。

質問項目に該当する者は、入国時に動物検疫カウンターで、必要に応じて手荷物の消毒や衛生指導を実施しています。

質問票、3 つ質問事項がありまして、過去 1 週間以内に牛などの家畜に接触したり、畜産施設に立ち寄りましたかという項目。2 番目として、糞尿とか牧場の土などに触れた衣類や靴を持っていますか、畜産物を持っていますか。もう一つが、日本国内で家畜に触れる予定がありますか。この 3 つについて質問を行っています。これはアナウンス等や呼びかけによっても行っていますし、一部の便で質問票という形をとっているところです。

最後のページは、参考に家伝法の条文です。

簡単ですが、説明を終わります。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の先生方から御意見、御質問をお願いいたします。どうぞ。

○喜田委員 実際のところわからないんですけども、フェリーは車両の消毒だけでいいかというのがすごく心配で、トランクを開けて検査するというのを加えたらどうでしょうか。そういう疑いが出たり、消えたり、畜産物、植物の持ち込みは十分に考えられます。

○高橋補佐 フェリー等で上陸する入国者に対しても、必ず動物検疫所や税関の検査が必要で、無断で物を持ち込むことができない仕組みになっております。フェリーの到着に合わせて、動物検疫所から人を派遣して、検査を実施しています。

○喜田委員 性善説でいいんですか。届けなかったらわからないんですね。

○高橋補佐 動物検疫に関しては自己申告になっていますが、税関の方では必ず検査を受けていただかなければいけません。また、動物検疫所でトランクを強制的に開けるということは実施していないのですが、例えば去年の 1 月、韓国で口蹄疫が発生した場合は、車両の運転手さんに直接パンフレットを渡して、注意喚起の強化を行ったところです。

○喜田委員 その時でも開けてくださいとは言えないんですか。

○高橋補佐 強制的に開けるということはやっておりませんが、畜産物を持っているかという質問をすることは実施しています。

○喜田委員 それはした方がいいのではないかと思います。2004 年からずっと思っています。

○川島動物衛生課長 実際にすべてそういうことをやるというのはできないと思いますので、今、先生がおっしゃったように、パンフレットを配る時に何かあれして、先方の御了

解、理解をいただけるという前提で、開けさせてもらうということができるかどうか、せっかくの御提言ですので、検討させていただきたいと思います。

○喜田委員 是非御検討ください。

○伊藤委員長 どうぞ。

○西委員 何点かあります。

機内アナウンスで質問をやられたということですが、実際に動検のカウンターに、私、入りましたと言ってきたのはどれぐらいあるのかということをお聞きしたいです。

それから、これを見ていると、「はい」ではない人、私は入っていませんという人が回収箱に入れることになっているんですけれども、回収ボックスを開けると、実は入っていたとか、そういう人がいたかどうかということをお聞きしたいと思います。

摘発の数を見ていると、断然中国が多いということだと思います。やはり気をつけなければいけないと思うんですけれども、今後こういう検疫犬も増やしていかれると思うんですが、畜産主要県である北海道ですとか九州、そういうところにも観光客は来ますので、検疫犬がかなり有効であれば、是非ともそういうものを入れていただければということがございます。

以上です。

○高橋補佐 ありがとうございます。

昨年10月以降、実際にカウンターで検査をした実績は、10月から12月、全国で約1万2,000件ございます。

「はい」にチェックをしているのに、動物検疫所に申し出ずに回収箱に入れてしまった人数は今手元にないのですが、実際に「はい」と回答した数として、この3か月で140名ほどいらっしゃいました。回収に当たって、検疫官が呼びかけながら回収をしていますので、ほとんどのケースで「はい」と書いた方は回収でき、そのまま動物検疫所カウンターに来ていただいていると考えています。

探知犬の件ですけれども、現在、羽田、関空、成田に導入されていますが、来年度、福岡空港、中部空港に導入するための予算を要求しているところです。

○西委員 北海道は入っていないんですか。

○高橋補佐 来年度は、北海道は入っていませんが、主要空港等に順次配置して、活用していきたいと考えております。

○西委員 わかりました。

○伊藤委員長 どうぞ。

○村上委員 以前調べた時に、四十何か所かの地方空港で、年間非常に多くの航空便が口蹄疫等の発生国から行き来していたように思います。今日でなくて結構ですが、いつかその実績を示して関係者間で危機意識を共有する必要があると思います。実際にはその地域の経済振興と疾病の侵入リスクとのせめぎ合いだろうと思います。水際の防疫は、勿論、第1ディフェンスとしては大事なことですけれども、投入できる資源には限界があります。

水際防疫はしっかりやっていただいた上で、最終的には農場段階での飼養衛生管理基準という方策で食い止めるという多段階の侵入防止策があるのだらうと思います。

主要な国際空港などでは、おそらく桁違いの数量だらうと思いますが、そういったことも比較してみて、国内防疫としても水際だけに頼ることなく、農場まで何段階もの守りを固めてそれぞれが協力しあって侵入を防いでいるという認識が大切なように思います。人と物の動きが飛躍的に増加するなかで、水際防疫は勿論大切ですが、実際問題として、手が回るような状況なのかどうか。これも情報公開といいたいでしょうか、発生国から到着する航空あるいは船舶が年間どれくらいあるのかを示していただきたいと思います。

○高橋補佐 後ほど検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○川島動物衛生課長 今、村上委員がおっしゃったように、おそらくアジア便だけをとってみても、月にかなりの便数、人間の数でいっても月に何十万人という数が多分入って来られていて、実際に我々がそこで対応できるのは限りがあるということだらうと思います。検疫の方でできることは、アナウンスをすとか、効率的にできる部分と、実際にその中で質問票を配る、一部に限られますけれども、配って、それを無作為でやるとか、検疫犬を有効に活用することで抑止力を確保する。ただ、それだけで全部をカバーすることはできませんので、法律の中にも位置づけられていますように、水際ともう一つの柱である農家段階でのバイオセキュリティというんでしょうか、衛生対策、こちらの実施も進めていく、両方の考え方だらうと思います。いずれにしても、数字などを調べてみたいと思います。

○伊藤委員長 他にございませんか。どうぞ。

○恒光委員 1つ教えてください。水際防疫での靴底消毒というものは、具体的にこういう消毒薬をこのように使いなさいということは定めておられますか。

○高橋補佐 主にアンテックビルコンという消毒薬を使用しております。空港は乾燥しているので、どんどん蒸発してしまわないように、空港によって違うのですが、例えば大きな空港ですと、1日6回から8回ぐらいは消毒マットの浸透状況を確認しております。

○恒光委員 ビルコンの何倍希釈ということになっていますか。

○高橋補佐 申し訳ありませんが、今、手元にはございません。

○恒光委員 後でまた教えてください。

○高橋補佐 はい。

○伊藤委員長 どうぞ。

○津田委員 わかったら結構ですから、教えてください。空海港での手荷物検査における、持ち込むことができない畜産物の摘発実績で、中国、台湾、フィリピンとあるんですけども、実際に持ち込まれる方というのは、向こうの方なのか、それとも日本人が向こうに行って持ち込むのか、どっちなんですか。

○高橋補佐 国籍について、正式な調査、統計を取っているわけではないのですが、9割以上が外国の方と認識しております。例えば研修生として日本に来ていらっしゃる方や、日本で商売をされようとしている方が多いようです。

○伊藤委員長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

それでは、先へ進みたいと思います。引き続きまして、資料4「家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の見直しについて」事務局から説明をお願いいたします。

○古田補佐 国際衛生対策室の古田と申します。資料に沿って説明させていただきます。

資料4をご覧くださいと思います。「家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の見直しについて」ですけれども、海外から輸入される畜産物等を介して、伝染病の侵入を防止するためには、衛生状態の悪いところから発送されるものを禁止することが一番の有効な手段であるという考えに基づいて、施行規則43条で対象疾病を定めております。

今の対象疾病というのは、伝播力の強さと病原性の高さで、牛疫、口蹄疫、アフリカ豚コレラ、この3疾病を対象にしております。この3疾病といいますのは、国内の防疫措置として、家畜伝染病予防法の16条に基づいて直ちに患畜、疑似患畜をと殺しなければならない疾病、いわゆる16条疾病を対象に輸入禁止措置を講じております。

下の表をご覧くださいと思いますが、これが43条の表で輸入禁止地域の区分の概要となっております。大きく分けて一番左の区分のところに○（ゼロ）、一、二と書いてございまして、上から43条の表の地域以外の地域とあります。実際43条というのは、表の一、二という区分ですので、これ以外の地域になります。そこの地域を清浄地域としております。

括弧の中が清浄地域の考え方なんですけれども、口蹄疫等の伝染病の発生がなく、家畜衛生管理体制の評価、リスク評価を行いまして、これらの疾病が発生するおそれが極めて少ないと判断された国または地域ということで、現在36地域がこの中に入っております。

右の欄にいきますと、偶蹄類動物の生体、精液・受精卵、ハム・ソーセージ等、肉・臓器、稲わら等とあるんですけれども、これは○（ゼロ）の地域からであれば、輸入可能ということになっております。

1段下にいきまして、一の地域です。暫定清浄地域というところなんですけれども、これはどういう地域かといいますと、家畜衛生管理体制が整備されていることを前提として、口蹄疫等の発生はないんですが、①防疫措置としてワクチン接種の方法をとっている国または地域、あるいは②ワクチンは打っていないんですけれども、周辺国に発生国があって、国境検疫に問題がある等、清浄の持続性が疑われる国または地域という位置付けになっております。現在5地域が一の地域に区分されてございまして、具体的にはシンガポール、ルーマニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、スロベニアといった国がこの区分の地域に含まれます。これらの国は、いずれもワクチン接種は行ってないんですけれども、周辺国に発生国がある国として位置付けられております。



右の欄にいきまして、その中で輸入可能なものと輸入禁止のものがございまして、生体、精液、ハム・ソーセージ等については輸入可能となっております。これはどういう考え方に基づくかというところ、生体、精液・受精卵については、感染がもしあったとしても、臨床検査等によって疾病の摘発が可能であるという考えで輸入可能となっております。ハム・ソーセージについては、塩漬けとか燻煙、そういったいわゆる加工工程を経ておりますので、そこで一定のリスク低減措置がなされているという考え方をもって、ハム・ソーセージ等というのは輸入可能となっております。肉・臓器、稲わら等については、輸入禁止となっておりまして、「ただし」というところなんですけれども、我が国の農林水産大臣が定めている加熱基準に従って加熱されたものについては、輸入できることになっております。

一番下の二になります。ここは非清浄地域なんですけれども、口蹄疫等の発生国あるいは家畜衛生管理体制及びリスク評価を行っていない国等の地域となっております。

これらについては、すべて輸入禁止となっております。ハム・ソーセージ、肉、稲わら等については、加熱されたものは輸入できることになっております。

下にいきまして（２）のところなんですけれども、先般、家畜伝染病予防法が改正されて、豚コレラと高病原性鳥インフルエンザまたは低病原性鳥インフルエンザという疾病が、いわゆる 17 条疾病から 16 条疾病に変更されたことを受けて、43 条についても、新たに豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザを対象疾病として位置付けたいと考えております。

一番下の※にあるんですけれども、低病原性鳥インフルエンザも、高病原性インフルエンザへの変異の可能性があるために 16 条疾病に位置付けられておりますけれども、発生が確認された時点では病原性は高くないことから、今回の規則 43 条の対象疾病には位置付けないということにしたいと考えております。

具体的にどういう見直しが行われるかということなんです、3 ページに横の表がございまして、見直しの概要ということで、この表に沿って説明をさせていただきたいと思っております。

左側の現行というところなんですけれども、現行というところが、現在の概要をお示ししております、偶蹄類の動物とその肉について、対象疾病が口蹄疫、牛疫、アフリカ豚コレラ。家きんとその肉については、局長通知等により輸入停止の判断をしていて、施行規則で定まっているものではございません。

それに豚コレラと高病原性鳥インフルエンザを対象にするということです。豚コレラを対象疾病に加えると、不都合が生じることがあります。豚コレラというのは、牛には感染しなくて、豚コレラの発生で牛肉の輸出ができない地域が出てしまう。こういった不都合が生じてしまうので、これを防ぐために、現在「偶蹄類の動物及びその肉等」となっているのを「偶蹄類の動物（豚を除く）及びその肉等」とします。

それで、対象のものを 2 つに分けるんですけれども、改正案の表の中を細かく説明したいと思います。○（ゼロ）の地域、二の地域というところがございまして、○（ゼロ）の地域、二の地域は変更ございません。

一の地域、暫定清浄地域の中の物の輸入の可否というところなんですけれども、真ん中の偶蹄類の動物、受精卵・精液というところが輸入可能となっています。これは今までも輸入可能だったんですけれども、ここに輸出国の指定農場等由来であるという規定を入れたと考えております。一の地域からのものについて、現在、実際の輸入実績というのはいないんですけれども、将来の輸入に備えて、こういった輸出国指定農場等由来であることという一定のリスク管理措置を定めることを省令に明示したいと考えております。

塩漬け、燻煙等されたハム・ソーセージ等については、現行も輸入可能となっているんですけれども、これも輸出国指定農場やと畜場、加工施設等、輸出国が指定した施設由来のものであるという条件を省令に明記することにしたいと思っております。

牛肉についてなんですけれども、一の地域からの肉・臓器というのは、今まで輸入できないとされておりました。今回、一の地域の偶蹄類の動物（豚を除く）の肉・臓器のうち牛肉について、条件として熟成等、輸出国指定農場・施設由来等を加えた上で、輸入を認める枠組みを明示するという考えを入れたと考えております。

今まで一の地域の肉・臓器といいますのは、と畜検査で口蹄疫の感染の有無というのは、ある程度確認できるんですが、確実に感染を防ぐことは困難である、更に肉・臓器自体の検査というのは、検査で口蹄疫等を確実に摘発することは困難であるという考え方で、加熱処理基準に従った加熱処理を経たもののみを輸入可能としてきたところです。今回、リスク管理措置として、輸出国が指定する農場と施設由来であること等について条件を付けた上で口蹄疫のウイルスの不活化の条件としまして、現在、認められている加熱条件と同様に、脱骨、リンパ節の除去、熟成、こういったものを認めるという考えです。

OIEではどうなっているかといいますと、口蹄疫について、牛に対する計画的なワクチン接種等、公的なコントロールプログラムを有する口蹄疫汚染国からの牛肉について、今、申しました脱骨、リンパ節の除去、熟成を課した上で、輸入できるというコードがございます。牛肉が熟成すること、と殺後の動物の筋肉中に乳酸が蓄積して、pHが低下して、これで口蹄疫ウイルスが徐々に不活化されるという知見に基づいて定められております。

豚肉と家きん肉については、一の地域からのものは引き続き輸入はできないということにしております。豚の筋肉中のpHの低下というのは、牛肉ほど明瞭なものではないこと、個体ごとにばらつきがあるという知見がございますので、OIEコードでも熟成条件は規定されておられません。

家きん肉等につきましても、同様にそういった条件はないので、家きん肉の病原体の不活化条件としては、従来どおり、加熱処理の条件のみということにしたいと考えております。

以上が見直しの方針の大枠になりまして、まとめると、2ページの「2 見直しの方針」というところになります。「(1) 豚コレラの対象疾病への追加」「(2) 高病原性鳥インフルエンザの対象疾病への追加」「(3) 新たなリスク管理措置の追加等」ということで、将来、一の地域から輸入される場合に備えて、一の地域から輸入されるものについて、

必要となるリスク管理措置として、熟成等を行うこと、輸出国が指定する農場、施設等由来であることの措置を課すことを、あらかじめ省令で明示することにしたいと考えております。

以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の先生方から御質問、御提言をお願いします。どうぞ。

○佐藤委員 汚染国からの稲わらなんですけれども、この場合、基準に満たされているかどうかという証明は、どういう機関が発行するんですか。

○古田補佐 証明は相手国政府によってされておまして、日本に到着してからも、動物検疫所で現物を見て、加熱がなされているかどうかを確認しているところです。

○伊藤委員長 よろしいでしょうか。他にございませんか。喜田先生、どうぞ。

○喜田委員 確認なんですけど、低病原性鳥インフルエンザの発生があった国からの輸入を止めていますね。それはそのままですね。

○古田補佐 はい。今回の改正は、こういった病原性の高いもので、伝播力の強い疾病を省令上に明示して、輸入禁止物と地域をあらかじめ明示するということでして、これら以外の疾病については、現在も通知等で輸入停止措置をしておりますので、低病原性の輸入停止はこれまでどおりの考え方で行われることとなります。

○喜田委員 その方がいいと思いますが、アメリカは、リスクは限りなく少ないから、早く認めろという姿勢でキャンペーンをはり始めています。だけれども、どう対応するかというのは、サイエンティフィックに考えてしなければいけないし、現実的にアメリカの言うようなことが正しいのかもしれないんですけれども、日本でもウズラから取れたものには、HAの開裂部位に塩基性アミノ酸が3個入ってしまっていて、あと1個入ったら高病原性ウイルスのキャラクターを獲得するようになっていたこともあるので、用心に越したことはないと思います。こういうことが決まったら、低病原性は別なんだからといって、輸入禁止ではなくなるのねという誤解を招くおそれがありますので、よろしくお願いします。

○伊藤委員長 よろしいですか。他にございませんか。

私からも確認です。細かいんですけれども、大分前に中国のチキンナゲットからウイルスが検出された例があったと思うんですが、チキンナゲットは加熱食品になるんですか。

○古田補佐 加熱されているものは加熱食品として扱われますし、動物検疫所で事前に確認しているんですけれども、物によって変わってくるのではないかという感じがします。

○伊藤委員長 当時はされていなかったんですか。

○川島動物衛生課長 当時というのは、かなり前のお話ですね。

○伊藤委員長 そうです。

○川島動物衛生課長 当時は加熱条件がなくて、いろいろ調べていただいて、低病原性のH9などが確認されまして、それ以降、加熱条件を課しています。今はチキンナゲット的

なものも勿論入っていますけれども、それは現地の中国で、大臣指定工場で加熱処理されたものが入ってくるという形になっています。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

それでは、次に進みたいと思います。最後の議題になりますが、資料5「家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の見直しに伴う家きん肉等の加熱処理基準の設定について」事務局から説明をお願いします。

○古田補佐 それでは、引き続き資料5の説明をいたします。「家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の見直しに伴う家きん肉等の加熱処理基準の設定について」です。

「1 背景」としましては、先ほどお話ししました43条で、現在、発生国からの偶蹄類の肉に対して加熱処理基準を課しているんですけれども、その基準というのは、農林水産大臣の定めた基準、告示で定められております。

一方、高病原性鳥インフルエンザの発生地域からのものについても、加熱基準を課しているんですけれども、これはこれまで43条の対象ではなかったもので、個々の家畜衛生条件で定めておりましたが、今般43条の対象となるということです。これも偶蹄類の肉と同様に、大臣の基準として告示で定めたいと考えております。

「2 見直しの方針(案)」になりますけれども、加熱処理基準を以下のとおり改正するとありまして、一番左のところの家きん肉の加熱基準です。現在、煮沸し、飽和水蒸気に触れさせ、または食用油で揚げるものについては、1分間70℃以上。

(2)としまして、もう一つ、上記方法以外の方法では、30分間以上70℃以上という条件があるんですけれども、これを一本化して、70℃以上1分間以上という基準に改正したいと考えています。

OIEコードではどうなっているかということ、一番右なんですけれども、中心温度が70℃、3.5秒となっております。

今回、1分間以上70℃以上とする理由の1つが、現在、加熱されたかどうかの検査を動物検疫所で実施しておりまして、加熱処理がちゃんと行われているかどうか、実際に生か、火が通っているかという判断材料の一つとして精密検査で調べているところです。精密検査では、可溶性タンパクの量が加熱によって減少するという性質を利用して調べているんですけれども、現在のところ、OIEコードで示されるような短時間の加熱を確認する方法について知見がないということです。当面の間は、現行の基準である1分間以上70℃以上という基準を使いたいと考えております。

以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して、御意見、御質問をお願いいたします。ございませんか。

高瀬先生、どうぞ。

○高瀬委員 今、見ていてちょっと思ったんですが、記載上のことなんですけれども、何度というのが「摂氏 70 度」と書くのと「60℃」と 2 つ表記があるので、どちらかに統一したらどうかと思いました。

○古田補佐 ありがとうございます。わかりました。統一します。

○伊藤委員長 他にございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で本日のすべての議題を終了いたしました。

最後に事務局から連絡事項等がありましたら、お願いいたします。

○伏見国内防疫調整官 どうもありがとうございました。

参考資料をお付けしておりますので、比較的早く進んでおりますので、簡単に御説明させていただきます。

お手元の参考資料 1 をご覧ください。これは「飼養衛生管理基準の周知に関する取組状況」ということで、10 月 1 日をもちまして、飼養衛生管理基準が完全施行になったということで、その前から都道府県の方では取り組んでおりました、勿論国の方でも取り組んでいますが、それをまとめたものでございます。

上の方でございますが「1. 都道府県における説明会の開催実績」でございます。都道府県庁主催のものが一番左にございまして、家畜保健衛生所主催というものがございまして、講師派遣というのは、都道府県以外が主催した説明会に講師を派遣したものでございます。

ざっと数字を見ていただきますと、都道府県によってばらつきがございます。やっているとところは、それなりに一生懸命やられているということで、この数字をもって評価するわけではございませんけれども、明らかに開催が少ないところについては、開催していただくように、我々の方から既に促しているところでございますので、そういうことを御報告しておきます。

2 は説明会以外の取組み実績ということで、必ずしも説明会だけではなくて、いろんな取組みをしております。例えばホームページに掲載する事例というのが多くございますけれども、報道機関による広報等と次に書かれております。

御参考までに申し上げますと、資料として付けているのは、4 つ目のポツで、リーフレット及びポスター等の配付というのが 51 実績ございまして、2 ページ目の別添 1 は、立入禁止シールだとか、要消毒周知シールというものを配りまして、一番左にあるのは、委員の皆様方にお配りしたと思っておりますが、こちらの方でつくらせていただいた飼養衛生管理基準です。水で多少濡れたぐらいでは傷まないものでございまして、それをお渡しして、そういうものをうまく使っていただきます。

一枚めくっていただきますと、別添 2 になりますけれども、これは特定症状等を記載したカレンダーです。カレンダーというのは、畜舎と事務所の方にはりますので、日付を見るついでにというのはおかしいですけれども、群馬県の方ではこういうものをつくって、確認していただくという努力をされています。

4 ページ目は別添3「小規模家きん飼養農場や愛玩鶏飼育者の皆様へ」ということで、少数羽数の農場、そういうところにも注意喚起を促すために努力をされている。これは家保の方が主体となって、高知県の方でやられている事例を紹介させていただいていますけれども、それなりにいろんな取組みをされているということを御紹介しておきます。

最後は農水省の取組み、10月1日施行前からやっていることを整理させていただいております。

参考資料2は口蹄疫の資料でございます、これは後でご覧いただければいいんですが、口蹄疫の防疫作業マニュアルということで、特定防疫指針と違いまして、実際にどうやったらいいんだろうということを、家保の先生方が生産者の方に指導する際にも使いますし、より具体的に書かせていただいたものは、委員の皆様の助言もいただきましたし、都道府県の方々の意見をいただいた上で、わかりやすくまとめたものが付いております。

参考資料3は高病原性鳥インフルエンザについてです。口蹄疫のマニュアルの方は、10月1日に間に合うように出しているんですけども、鳥インフルエンザについては少し遅れてしまいましたが、県の方にはお配りしています。

ちょっと早口で申し訳ありませんが、参考資料4をご覧ください。参考資料4は「高病原性鳥インフルエンザ机上防疫演習と結果とその検証の概要」ということで、ホームページに掲載しております。既に公表しているものです。

鳥インフルエンザは、昨年10月24日から28日の間の1日を選んでいただいて、各都道府県が実施しているものでございます。

簡単に申し上げますと、比較的大きな養鶏場で、1戸から通報があったということでスタートいたしまして、初動防疫に必要な準備だとか、資料の作成、防疫対応のスケジュール等を作成していただくものでございます。

Ⅱ以降に演習の結果と検証がでございます。

「1 発生農場の防疫措置について」ですが、結果について、1つ目のポツに書いてございますが、病性判定から24時間以内に殺処分が終了しないと回答した県は19県ありということですが、特定指針にも原則として24時間となっていますけれども、なるべく早く処分をするというのが防疫上有効でございます。

それについて整理したのですが、下を見ると「今後の対応」ということで、破線で囲んであります。結果だけを公表しても防疫演習の効果はございませんので、今後の対応として、例えば24時間以内に殺処分を終了することができるように、必要な人員の確保、夜間の作業の継続、限られたスペースを活用した作業手順について検討する必要があります。実際19県の中には、夜間の作業をしないという整理をしている県もありましたが、昨シーズンでございますけれども、夜を徹してやったところというのが実際にあるわけですので、その辺も工夫していただきたいという意味で、今後の対応ということで書かせていただいております。

下の方は、防疫資材が調達できるかどうかわからないという回答がありましたので、それは起こる以前から事前に調整をしておくべきであるということで、書かせていただいています。

死体の処理方法は幾つも書いてございますけれども「今後の対応」で御説明いたします。2ページ目でございます。「今後の対応」で、埋却地については、今後もより農場に近い場所や直ちに利用できる遊休地の確保に努めることが望ましいということで、実際にやってみますと、離れたところでやらざるを得なかったという事例がありますけれども、それは想定上の話であって、できるだけ近い方が防疫上は有効だということがわかっておりますので、努めてほしいということを書いてございます。

埋却の実施に当たって、作業開始時までには重機等の機材を調達ということで、昨シーズンの例を出してばかりではしょうがないんですけれども、実際にやる時に、重機がないからできないということがないように、事前に調達できるように調整をしておいてくださいということです。

あとは、焼却施設、何も埋却だけということではございませんので、その辺の調整も今後の対応としては必要だということで書いてございます。

一番最後に書いてあるのが焼却炉の処理能力の制約から早期の焼却が困難である場合は、処理の迅速化のための焼却と埋却、要するに焼却にこだわらず、埋却も併用したらどうでしょうかということで書いてございます。

最後でございますけれども、3、周辺農場等の検査は分けてやっています。発生状況確認検査というのは、発生した後ですぐやる検査でございますけれども、ここも「今後の対応」でございますが、実際に移動制限の範囲というのが10kmから3kmということになったわけです。検査対象農場というのは、面積が狭くなりましたので、10分の1になったということですが、大規模な発生も想定され得ることから、検査に必要な資材の事前確保等について、確認を徹底する必要があるということでございます。

さらに、検査技術を有する職員の養成、本病発生時の適切な人員配置等に努め、より迅速に検査対応できるように備えておく必要があるということです。繰り返して申し訳ありませんが、発生を経験しているところは勿論できているわけですが、実際に発生がないと、具体的な調整をやられていないという県が調査結果として出てまいりましたので、そういうことは可能な範囲でどんどん進めておくべきであるということで、書いてございます。

「(2) 食鳥処理場、GPセンター及びふ卵場の再開のための検査」についても、新たに食鳥処理場等が増えたこともありますし、この辺の検査については、今までなかったから何もしていなかったでは済みません。これについても、大規模発生を想定して、必要な人員等も確保しておくということで整理をしております。

これについては、たしか年明けだったと思いますけれども、一部の新聞に書いてもらいまして、ホームページだけではなくて、皆さんに周知できるような形で、わかるように出しております。

次にまいります、参考資料5でございます。参考資料5はまだやっておりませんが、口蹄疫に関する防疫演習の実施についてでございます。

1月20日、先週の金曜日にプレスリリースをいたしました。口蹄疫に関しては、防疫演習を1月30日から2月3日の期間の中で、1日を選んでいただてやるということです。それについて周知しているところでございます。

真ん中よりちょっと上に「防疫演習について」とありますけれども、鳥インフルエンザのことが書いてあります。どうしてもこういうプレスをする、口蹄疫だけしかやらないのかということが返ってきますが、前の資料で御説明したとおり、鳥インフルエンザについては10月にやっておりますので、それを少し書かせていただているということでございます。

演習内容としては、通報に関する対応の検証というのが一番下に書いてございます。

もう一つは、次のページでございますけれども、口蹄疫発生時の対応の検証ということで、この場合には飼養密度の高い地域で農場を3つ、要するに複数の発生があった場合にどうするんだということで、検証してみたいと思ってやっております。県の方には、これでやれということではなくて、実際にどういうふうに作業をするかというマニュアルも併せてお示ししておりますので、それに基づいて、全県統一的にやるということでございます。ただし、日程については、1月30日から2月3日の間で1日を使ってやるということでございます。

今日は公開の場になっています。これは想定をしてやるわけですから、実際に農場の協力を得ることが起こりますので、これについて追いかけて回すようなことがないように、防疫演習は淡々とやらせていただてきたいと思っております。

最後ですが、参考資料6です。「口蹄疫防疫に関する日中韓等東アジア地域シンポジウム概要」ということで、これは昨年12月1日に三田共用会議所で開催した内容をお示ししております。

「等」となっておりますけれども、それ以外にモンゴル、イギリス、ベトナムの行政官と専門家が参加してやられたものです。

当方といたしましては、森本政務官に開催のあいさつをしていただきまして、当課の課長、川島の方で議長を務めてさせていただいて、進行したものでございます。

中身については、基調講演から始まり、各国の発表、1枚めくりますと、シンポジウムとりまとめということで、簡潔に整理しておりますので、お時間のある時にお読みいただければと思います。

最後の閉会は、動物衛生研究所にも御協力をいただておりますので、濱岡所長から閉会のあいさつをしていただたという内容でございます。



少し長くなりましたが、参考資料の御説明にかえさせていただきます。

続きまして、本題に戻らせていただきます。伊藤委員長の円滑な進行によりまして、議題の方は全部終了してございます。

事務局から連絡事項といたしまして、今後のスケジュールについて御説明いたします。本日、御報告いたしました事項につきましては、家畜衛生部会での審議が必要な事項ではございません。しかしながら、家畜衛生部会の委員の皆様にも別途報告をさせていただきたく存じます。

私からは以上でございます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方から、全体を通して、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。どうぞ。

○合田委員 確認と予定を教えてくださいたいのですが、家きんのインフルエンザに関して、飼養衛生管理基準の遵守状況が80%ということでした。すごい量をクリアーされているわけですが、これはチェックリストに基づいた質問なのですね。県あてに送られたチェックリスト、資料最後の2枚ですね。

それから、衛生管理区域の設定、報告は、これからだということなのですね。

○伏見国内防疫調整官 そのとおりです。衛生管理区域というのは、10月1日から完全施行になっておりますが、実は県によっては10月1日の調査期間を待たずに既に始めているところもありましたので、そこに限って言えば、完全に直されたチェック表が届いておりませんので、ちょっと違うところがございます。

ただ、10月1日からこの指示に基づいてやっていただいた県については、評価外のチェック項目として、飼養衛生管理区域は設定できていますかと資料に書かれておりますので、そこに基づいてチェックをしていただいていることになります。

10月1日前においても、既に衛生管理区域を設定するというのはお伝えしておりましたので、県によっては、区域はこういうことなので、設置をしてくださいねという指導はしたと伺っております。

○合田委員 県によって温度差があるということですね。

○伏見国内防疫調整官 温度差というのは別に悪い意味ではないですけども、早目に始めたところは、完全に直したチェック表でやっていないところが勿論あります。ただ、指導すべき点がなかったところについては、チェック表がなくても、変わるものではないと思っております。

○合田委員 わかりました。家保によって指導に温度差が出てくるのは当たり前のことだと思うんですけども、これからも出てくる可能性もありますので、その辺の指導というか、音頭取りをお願いできればと思います。

○伏見国内防疫調整官 委員のおっしゃるとおり、もしそういう話があれば、我々はすぐにお聞きして、どういうことでそういう違いが出ているのかということ、すぐに正すべきところは正しますので、これからも気をつけていきたいと思っております。

○合田委員 ありがとうございます。

○伊藤委員長 他にございませんか。どうぞ。

○佐藤委員 参考のためにお聞きしたいんですけども、10月に発行された飼養衛生管理基準、あの冊子は非常によくできている冊子だと思うんですが、あれは大体何部ぐらい、どの辺まで配付されているんですか。

○伏見国内防疫調整官 あれは全家畜飼養者の方、馬までを含めてお配りするようにして、12月下旬ぐらいに県の方にお配りできたと思いますので、団体等にも協力していただいて、既に1か月経っておりますので、配り切っているのではないかと考えております。26万部だそうです。

○伊藤委員長 どうぞ。

○喜田委員 埋却は牛・豚も鳥も関係あるかと思うんですが、2004年に埋却をして、埋却の基準は10年間ですか。

○伏見国内防疫調整官 3年です。

○喜田委員 掘り返して見えていますか。

○伏見国内防疫調整官 京都の事例だけです。

○喜田委員 京都のものは掘り返したんですか。

○伏見国内防疫調整官 京都の事例だけ、3年経ってから掘り返しています。

○喜田委員 もともと基準は、ビニールで二重包装して埋却して3年、ということではないので、ビニールは無駄だと思います。いつか本当の埋却に戻してはいかがかと思います。その頃は一般の人の理解が得られなくて、だけれども、埋めなければいけないということで、急遽ビニールで二重にしたんです。ナンセンスです。だから、それは何かの機会に御検討いただきたいと思います。

○伏見国内防疫調整官 はい。

○伊藤委員長 どうぞ。

○米田委員 もしかしたら、お話にあったのを聞き逃したかもしれないんですが、確認です。飼養衛生管理基準の確認という作業は、毎年やられる、あるいは何か月に一回やられる予定なんですか。

○伏見国内防疫調整官 鳥につきましては、毎年10月の1か月間ぐらいを目途に、平成19年からやられていると思います。

他の畜種については、検討の余地はあるんですけども、1年に一回やるというのはなかなか難しい面もありますので、それは検討課題でございます。

○伊藤委員長 よろしいですか。他にございませんか。

それでは、本日本日予定の議事が無事終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○伏見国内防疫調整官 どうもありがとうございました。

委員からいろいろ御質問をいただきましたが、本日の合同会議の議事録、資料等につきましては、一部の資料を除きまして、後日、農林水産省のホームページに公表することを予定しております。

また、冒頭で御説明しましたとおり、資料2については回収させていただきますので、机の上に置いてお帰りくださいますよう、よろしく申し上げます。

それでは、最後に動物衛生課長の川島からごあいさつ申し上げます。

○川島動物衛生課長 本日は御熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。

昨年10月に法律が完全施行になって以降の我々の取組状況を御報告するという本日の会議だったわけですけれども、先生方からいろいろ御意見をいただきますと、まだまだ我々自身も改善しなければならない点がいっぱいあるということで、そういう意味で、今日も今後の改善点、宿題をいただいたとっておりますので、きちんと検討して、考えて対応していきたいと思っております。

それから、正月が明けまして、冬のシーズンということで、鳥インフルエンザ、先ほどもありましたけれども、春節になりまして、春に向かってからは、これまでの経験でいえば口蹄疫といったような病気のシーズンということで、まだまだ気が抜けない状況が続きます。我々も気を引き締めて、これからも取り組んでいきたいと思っておりますので、是非今後とも御指導をよろしくお願ひしたいと思っております。

今日はどうもありがとうございました。